

埼玉県学校教育情報化推進計画（仮称）等検討会議設置要綱

（設 置）

第1条 「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、本県の学校教育情報化推進計画（仮称）等を検討するため、埼玉県教育委員会に、学校教育情報化推進計画（仮称）等検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 埼玉県学校教育情報化推進計画（仮称）案に関すること。
- (2) その他、学校教育の情報化の推進に関すること。

（構 成）

第3条 会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会議に、議長および副議長を置く。
- 3 議長は県立学校部副部長を、副議長は教育総務部副部長及び市町村支援部副部長をもって充てる。

（会 議）

第4条 会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（幹事会）

第5条 会議の取扱事項を整理するため、幹事会を置く。（以下「幹事会」という。）

- 2 幹事会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会の構成員は関係課の副課長級又は主幹級職員をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。
- 5 幹事長は、ＩＣＴ教育推進課職員を、副幹事長は高校教育指導課職員、義務教育指導課職員及び特別支援教育課職員をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は必要に応じて、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部 会）

第6条 幹事会に所掌事務を補助するための部会を置く。

- 2 各部会は会議で決定された者をもって構成する。
- 3 部会に座長、副座長をそれぞれ置く。
- 4 座長及び副座長は関係課の副課長級又は主幹級職員をもって充てる。
- 5 部会の会議は座長が招集し、その議長となる。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 座長は必要に応じて、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 会議の事務局は、ＩＣＴ教育推進課内に置く。

- 2 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、部会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

(別表1)

埼玉県学校教育情報化推進計画（仮称）等検討会議

議長	県立学校部副部長 (ICT教育推進課を所管する副部長)
副議長	教育総務部副部長
	市町村支援部副部長 (義務教育指導課を所管する副部長)
委員	総務課長
	教育政策課長
	財務課長
	県立学校人事課長
	高校教育指導課長
	魅力ある高校づくり課長
	I C T教育推進課長
	生徒指導課長
	保健体育課長
	特別支援教育課長
	小中学校人事課長
	義務教育指導課長
	教職員採用課長
	人権教育課長
	総合教育センター所長

(別表2)

幹事会

幹 事 長	I C T 教育推進課
副幹事長	高校教育指導課
	義務教育指導課
	特別支援教育課
幹 事	総務課
	教育政策課
	財務課
	県立学校人事課
	魅力ある高校づくり課
	生徒指導課
	保健体育課
	小中学校人事課
	教職員採用課
	人権教育課
	総合教育センター